

## 鉄道車両製造業界における自主行動計画の徹底プラン

2024年11月22日

一般社団法人 日本鉄道車輛工業会

中小企業庁の取引調査員（下請Gメン）が2023年度に行ったヒアリングでは、鉄道車両製造業界において支払条件に関する改善余地のある事項について指摘があった。これを受け、鉄車工の自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守の強化を図るため、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、鉄車工は、自主行動計画フォローアップ調査の結果等を踏まえて、当徹底プランの改定にも取り組むこととする。

### 記

#### 支払条件について

##### 1) 指摘事項

- ・ 依然として手形での支払いが残っている。
- ・ 下請法及び振興法の対象については、受領後60日以内において定める支払期日までに下請代金が支払われることが必要。

##### 2) 対応方針・改善方針

###### ① 各社において絶対に実施しない事項

- ・ 取引先に対し下請代金の支払条件の希望等を確認することなく、振興基準で定められた期日を超えて支払いを続けること。
- ・ 下請法及び下請振興法の適用対象取引において、60日を超えるサイト（約束手形の交付日から満期までの期間又はこれに相当する期間）の手形等（手形、一括決済方式及び電子記録債権）を交付すること。

###### ② 各社において可能な限り実施する事項

- ・ 下請代金の支払いは出来る限り現金によるものとし、手形払いから現金払いに変更する際には、手形割引料等の取引先のコスト負担にも留意しつつ、現金化を行うこととする。

以上